

藤岡市農業委員会
令和5年第2回
定例会議事録

令和5年2月3日招集

令和5年藤岡市農業委員会第2回定例会議事録

令和5年2月3日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和5年藤岡市農業委員会第2回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 9号 農用地利用配分計画（案）について
議案第 10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
議案第 11号 藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
報告第 3号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 4号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|----------|
| 1番 秋山 幸夫 | 2番 宮澤 一夫 | 3番 清水 文江 | 4番 浦部 隆 |
| 5番 浅見 健司 | 6番 折茂 新一 | 8番 関根 隆雄 | 9番 折茂 高弘 |
| 10番 金澤 貞夫 | 11番 岩下 次夫 | 12番 茂木 由子 | 13番 山口 暁 |
| 14番 福田 俊太郎 | | | |

[出席農地利用最適化推進委員]（5名）

- | | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 3番 温井 眞一 | 5番 渡邊 義晴 | 11番 麻生 浩一 | 13番 森田 勝幸 |
| 17番 川村 信行 | | | |

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 宮本 佳洋 |
| 次長補佐兼係長 | 瀧澤 透 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時33分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和5年第2回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願いいたします。12月の定例会で、事前着工が確認され

たことにより保留となっている三波川の2案件について、本日再審査をお願い致します。1班で下審査をした案件でありましたので、1班でもう一度審査を行ったのち、最後に全体で採決をとらせていただきます。もう一つ、今回法人の土地について太陽光発電パネル設置の地上権設定3条と5条で申請が出ています。1月定例会において3条申請が保留となり、意見聴取を行いました。農業委員会としては、今まで取得した土地の営農がしっかり行われるまで、法人の土地に関わる許可申請については許可できないことを説明し、同社の代表には納得していただきました。1月の保留案件については今後取下げをしていただく形になっておりまして、今回の3条、5条の案件に関しましては、取下げ申請が間に合いませんでしたので、そのまま審議していただく形になります。それでは、開会にあたりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和5年第2回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。4番浦部委員、5番浅見委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時38分)

(再開15時31分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、市外の法人が、営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあ

たり、東平井の農地 1 筆、面積 1,312 m²に区分地上権を設定するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 19 ページの調査書にもある通り農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しませんが、議案第 7 号整理番号 8 番と関連案件であり、5 条の許可が前提となるため、保留と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第6号整理番号1番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので採決します。議案第6号整理番号1番について、保留とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号8番と関連案件であるため、議案第6号整理番号1番は保留と決定します。続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は、市外の K さんが、中栗須の農地を使用貸借で借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 504 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、高山の K さんが、本郷の農地を売買で取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 2 筆、面積は 495 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、市外の法人が、譲原の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 3 筆、面積は 2,605 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 7 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号1番は許可と決定します。次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号2番は許可と決定します。次に、整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号3番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号4番から8番の5件です。整理番号4番は、市内の法人が、下栗須の農地を売買で取得し、農業用倉庫用地として転用するもので、農地1筆、面積は290㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、上大塚のSさんが、上大塚の農地を売買で取得し、専用住宅

用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地1筆、面積は362㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、中島のMさんが、上大塚の農地を売買で取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地3筆、面積は335㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、市外の法人が、本動堂の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地4筆、面積は5,528㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、市外の法人が、東平井の農地を営農型太陽光発電パネル設置用地として一時転用するにあたり、地上権の設定をするものです。農地1筆、面積1,312㎡の内0.697㎡、農地区分は農振で一時転用のため問題ありませんが、下審査においては、すでに許可となっている土地について営農がおこなわれておらず、一時転用に付した条件に違反していることから、保留とすることに意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第7号整理番号4番から8番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

挙手全員でありますので、議案第7号整理番号4番は許可と決定します。次に、整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号5番は許可と決定します。次に、整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号6番は許可と決定します。次に、整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第7号整理番号7番は面積が3,000㎡を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に、整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号8番について、保留とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号8番は保留と決定します。続きまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第 8 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 8 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 　　挙手全員でありますので、議案第 8 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 9 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

（説明終了）

議長 　　ただ今、議案第 9 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 　　特に意見もないようですので、議案第 9 号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということによろしいですか。

（異議なし）

議長 　　異議なしと認め、議案第 9 号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、議案第 10 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

（説明終了）

議長 　　ただ今、議案第 10 号について事務局の説明が終わりましたが、はじめに議案書 12 ページ整理番号 1 番から 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、整理番号1番から4番を可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について整理番号1番から4番は、原案のとおり決定します。次に、整理番号5番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、整理番号5番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、整理番号5番を可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について整理番号5番は、原案のとおり決定します。

(関係委員着席)

議長 続きまして、議案第11号藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第 11 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 11 号藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 　　挙手全員でありますので、議案第 11 号藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案のとおり決定します。続きまして、報告第 3 号・4 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、報告第 3 号・4 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 　　特に意見もないようですので、そのように決定します。続きまして、令和 4 年第 12 回定例会において継続審議（保留）になりました、議案第 66 号農地法第 5 条の規定による許可申請、整理番号 6 番と 7 番の案件について、事務局より説明をお願いします。

(説明終了)

議長 　　事務局の説明が終わりました。ただ今より休憩いたします。

(休憩 15:59)

(再開 16:15)

議長 　　休憩をといて会議を再開します。事務局より説明がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。令和4年第12回定例会議案第66号整理番号6番と7番について、保留とし原状回復を求めることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、令和4年第12回定例会議案第66号整理番号6番と7番について、保留とし原状回復を求めることに決定します。以上をもちまして、令和5年第2回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 16時16分)